

7月から国民年金保険料の免除などの申請を受け付けま



個 佐賀年金事務所 ☎31-4191 市民生活課 保険年金係

国民年金の保険料(令和3年度月額16,610円)は、毎月納付が必要ですが、経済的に納付が困難な場合は、 人の申請で「国民年金保険料免除・納付猶予制度」を受けることができます。

保険料を未納のままにしておくと、将来の「老齢基礎年金」や障害・死亡といった不慮の事態が生じたときの「障 害基礎年金」・「遺族基礎年金」を受け取ることができない場合があります。

免除種類		免除額	保険料	受給額(年金額)	免除期間
申請免除	全額免除	16,610円	0円	8 分の 4	7月から 翌年6月まで
	4分の3免除	12,460円	4,150円	8 分の 5	
	半額免除	8,300円	8,310円	8分の6	
	4分の1免除	4,150円	12,460円	8 分の 7	
納付猶予制度 (50歳未満の人)		16,610円	0円	反映されません	
学生納付特例制度					4月から 翌年3月まで

- ※免除などの申請ができる期間は申請日の2年1か月前までです
- ※免除などの期間は受給要件を満たすための資格期間として計算されます

■審査基準

対象日

勤務できなくなった日から起

受けることができない人。

本人・世帯主・配偶者のそれぞれの前年所得が一 定額以下であること。

- ※新型コロナウイルスの影響で収入が減少した場合 は、所得の申立書を添付することで臨時特例手続 きが可能です
- ※減収状況によっては免除に該当しない場合や、免 除の種類が変わる場合があります

■持参するもの

年金手帳またはマイナンバーの分かるもの(マイ ナンバーカード以外は顔写真付きの身分を確認でき るものが必要)。

- ※離職者がいる場合は、離職票または雇用保険受給 資格者証などが必要
- ※学生の場合は、上記に追加して学生証の写しまた は在学証明書が必要

対象者

給付されます。 新型コロナウイルスに感染した 療の被保険者のうち、 もとづいて雇用されている人で、 国民 感染が疑われる人で、 健康保険と後期高齢 または一部の支払いを 労働契約に 、給与な

者

数をかけた金額。

を受け取ることができなかった人 人や感染の疑いがあり、給与など新型コロナウイルスに感染した 申請することで傷病手当金

9月30日の間で、 適用期間 だし、入院が継続する場合など 務することができない期間。 することができない期間。た月30日の間で、療養のため勤令和2年1月1日~令和3年

給付額 うち、勤務を予定していた日数。勤務することができない期間の 算して、3日を経過した日から、

与収入の合計額を、勤務日数で直近の継続した3か月間の給

割った金額に3分の2と対象日

前年の所得状況によっ

は重篤な傷病を負った世帯。

国民健康保険税が減免されます。 を満たした場合、申請することで、 年間収入が減少した世帯は、 対象世帯・減免内容 ;型コロナウイルスの影響で、

→一部減額または全額免除 上減少することが見込まれる世帯。 納税義務者の年間収入が30%以

※申請する場合は収入を証明する ります 納税義務者が亡くなった、 書類等が必要です 新型コロナウイルスの影響で、

ては、 対象とならない場合があ

(7)

市民生活課 保険年金係

75

8

市民生活課